

平成 26 年度
「インターネットについてのアンケート」
調査結果について

平成 26 年 10 月
長野県教育委員会教学指導課心の支援室

●調査の概要

インターネット利用についての児童生徒の実態及び保護者の理解を把握し、指導の参考に資するために実施した。

前回アンケート（平成 25 年度実施）までは、児童生徒が携帯電話・スマートフォンからインターネットに接続することを主に想定してきたが、現在、インターネットに接続する情報通信機器は他にも広範にわたっているため、今回は携帯型ゲーム機やポータブルメディアプレーヤーなども含むインターネットに接続できる幅広い機器を対象として、インターネットの利用についてアンケートを実施した。校種別のアンケート実施校数及び対象とした学年は前回までと同様である。なお、対象は地域バランスや学校規模などを考慮して抽出した。

また児童生徒のインターネット利用について、情報モラル教育の推進には学校のみならず家庭での教育も重要性を増しているため、保護者の理解を把握し、今後の啓発活動に資するために今回初めて保護者を対象としたアンケートを実施した。保護者の対象は実施校数及び対象学年は児童生徒と同様である。

○児童生徒の回答数

・小学校(4～6年生)	8校	587名	
・中学校	10校	897名	
・高等学校	12校	1,441名	合計 30校、2,925名
			(回収率 95.8%)

○保護者の回答数

・小学校(4～6年生)	8校	531名	
・中学校	10校	796名	
・高等学校	12校	827名	合計 30校、2,154名
			(回収率 70.6%)

【調査時期は平成 26 年 7 月】

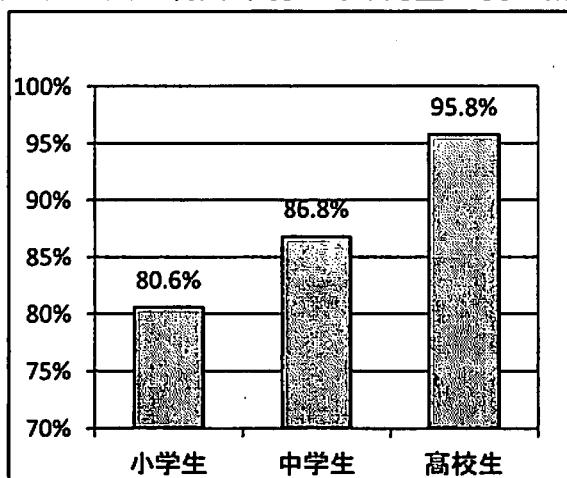
【目次】

I 児童生徒に関するアンケート結果	3
II 保護者に関するアンケート結果	6
III 児童生徒と保護者の意識の差について	8
IV インターネットの利用についての問題点と考えること	10

I 児童生徒に関するアンケート

1 インターネットを利用する環境(学校を除く)について

●インターネット利用環境がある児童生徒の割合



○小中高とも8割以上がインターネットを利用できる環境にある。

○インターネットに接続できる機器を持っている児童生徒のうち、機器の種類で所持率が最も高いのは、小中学生では「携帯型ゲーム機」が約6割、高校生では「携帯電話」が96.6%である。

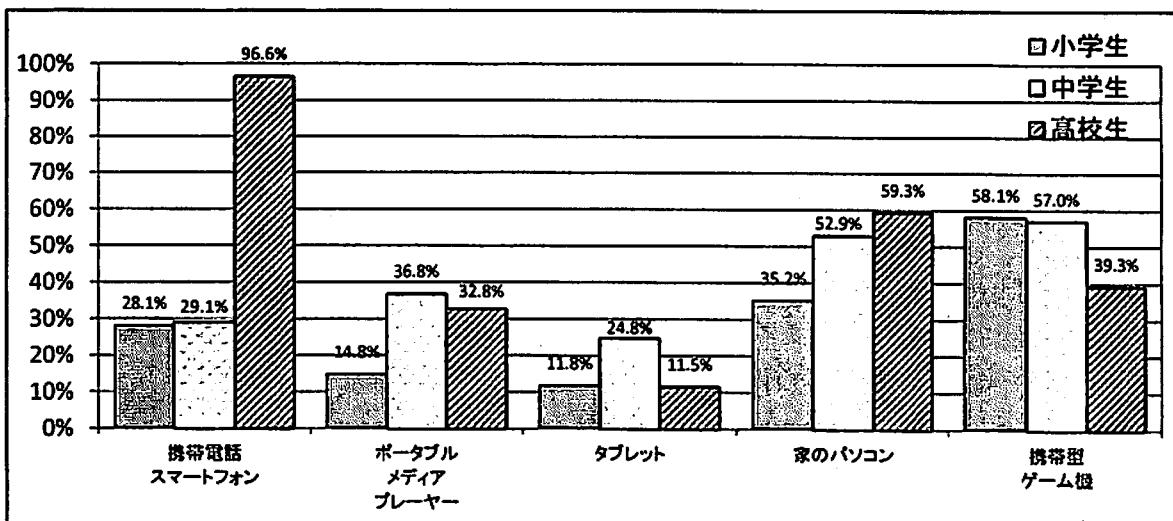
※「所持」には、家のパソコンを利用できる環境にあることを含む。

○家のパソコンを利用する割合は、小学生で35.2%、中学生で52.9%、高校生で59.3%と年代が上がるにつれて高くなっている。

○接続できる機器を複数所持している児童生徒がいることがうかがわれる。

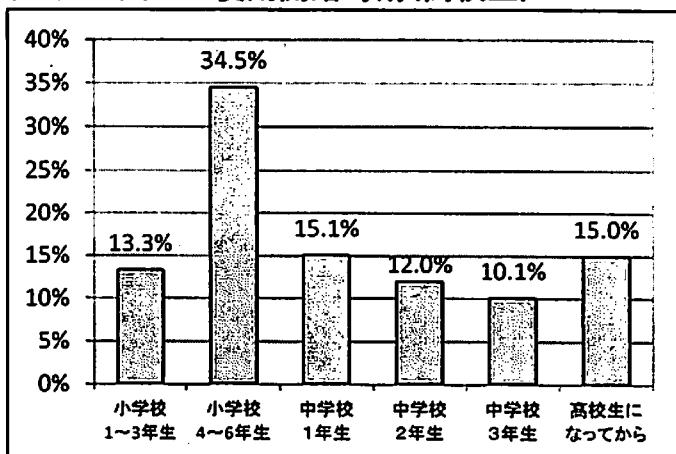
※以下の質問は学校以外でインターネットを利用する環境にある児童生徒に占める割合である。

●インターネットに接続できる機器の種類(複数回答)



携帯電話・スマートフォンを持っていない割合 小学校6年生60.0%（全国46.3%） 中学校3年生37.7%（全国23.5%）
(平成26年度「全国学力・学習状況調査」文部科学省)

2 インターネットの使用開始時期(高校生)



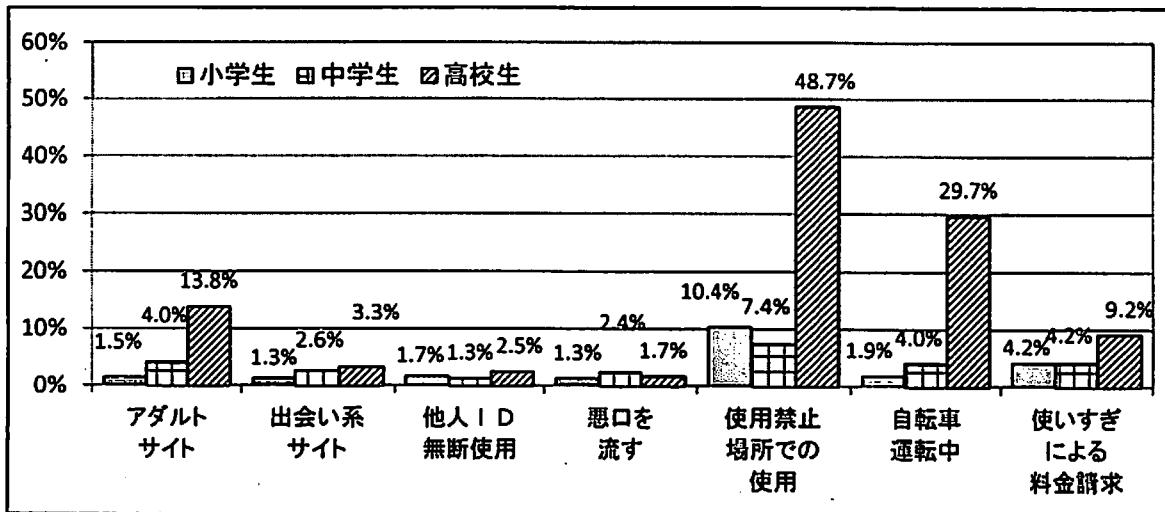
○高校生の約半数が小学校段階からインターネットを使用しており、使用開始時期が低年齢化していることがうかがわれる。

小学生段階 47.8%

中学生段階 37.2%

高校生段階 15.0%

3 インターネットで「経験した」または「やったことがある」こと(小中高生。複数回答)



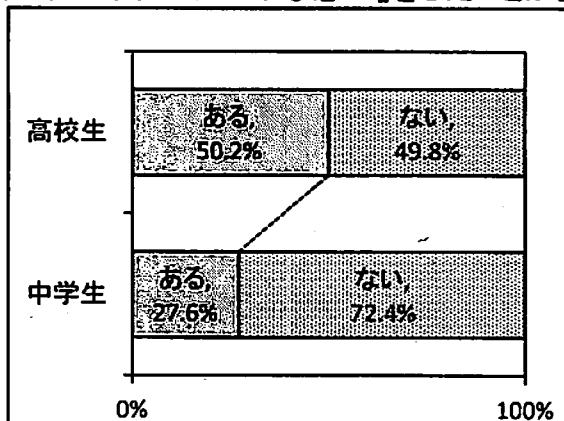
○小中学生では、上の項目すべてにおいて「経験した」または「やったことがある」と回答する割合は、おおむね1割以下である。

○高校生では、「アダルトサイト」の利用が多い。

○高校生では、アンケート項目に記されている「授業や集会・病院などの使用禁止場所」や「自転車運転中」の使用割合が高くなっている、公共の場での使用についての課題があることがうかがわれる。

○少数ではあるが、小学生の段階から「他人のIDを無断で使用したことがある」「出会い系サイトにアクセスした」との回答がある。

4 インターネットで「いやな思い」をしたことがあるか(中高生)

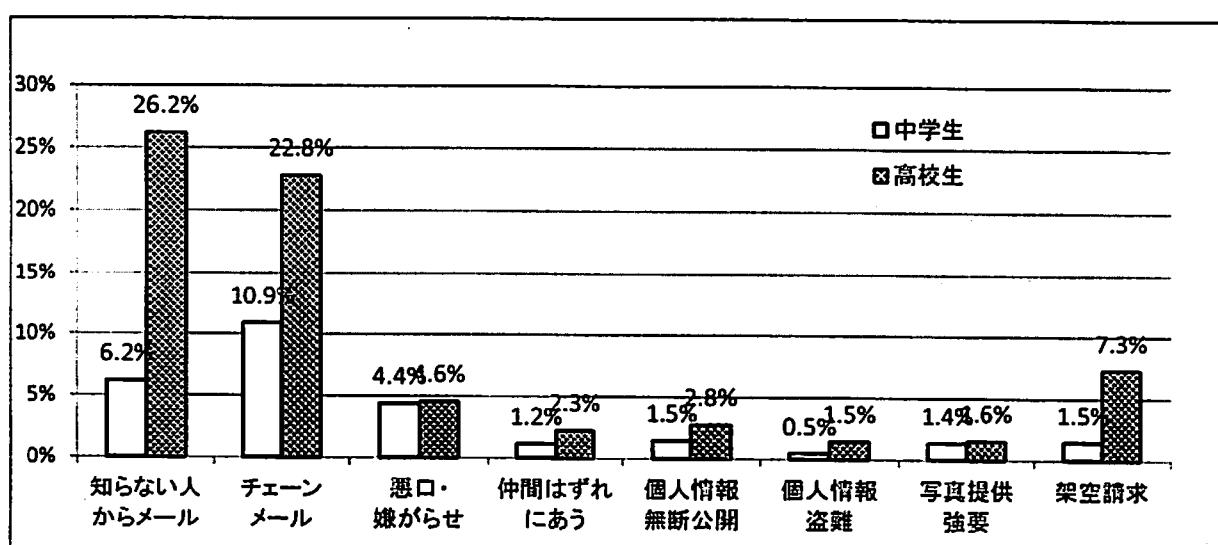


○中学生に比べて、高校生になると「いやな思い」をしたことがあるとする割合が増加し、約5割となっている。

○高校生の「いやな思い」の内容としては、「知らない人からのメール」(26.2%)、「チェーンメール」(22.8%)の順で多い。

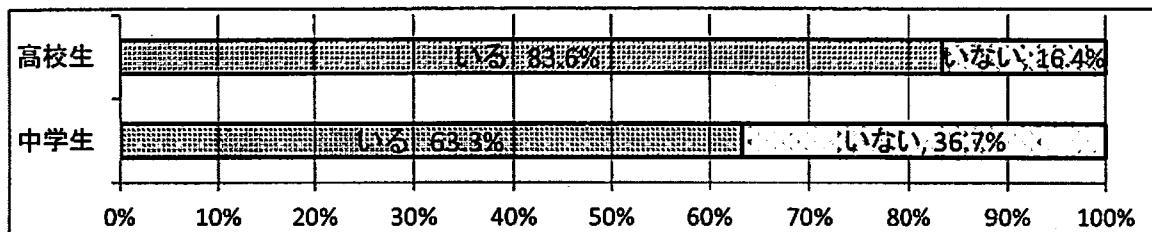
○「悪口・嫌がらせ」や「仲間はずれに会う」などネットいじめに関する回答もある。

●「いやな思い」の内容(「いやな思いをしたことがある」と回答した中高生のうち。複数回答.)

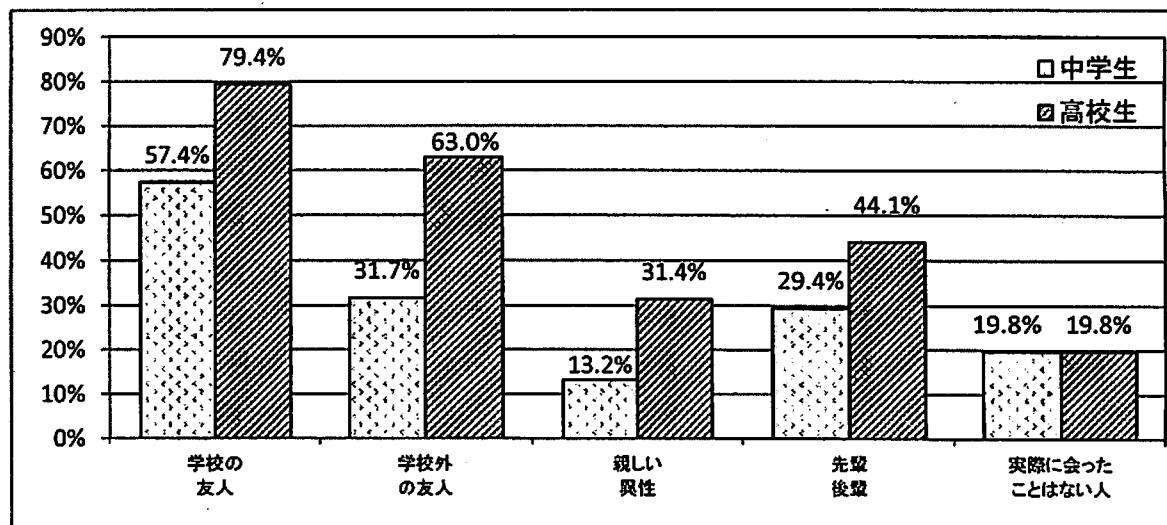


5 インターネットでやり取りする相手(中高生)

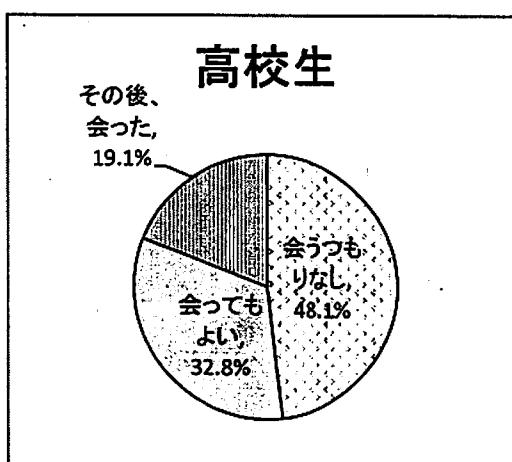
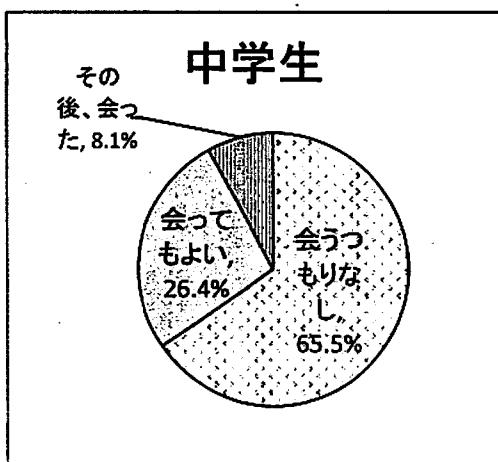
- インターネットでやり取りする相手がいるか。



- インターネットでやり取りする相手は誰か。(「いる」と回答した中高生のうち。複数回答)



- 実際に会うつもりがあるか。(「実際に会ったことがない人がいる」と回答した中高生のうち)



○中学生と高校生を比べると、高校生の方が、「学校外の友人」とインターネットでやり取りする割合が高くなっている。

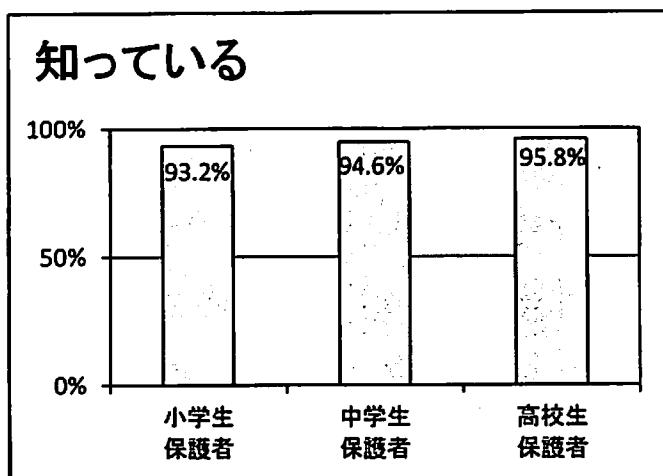
○中学生と高校生を比べると、中学生の方がインターネット上だけでやり取りする相手と「会うつもりがない」と回答する割合が高い。

○中高生のうち、「実際には会っていないが、インターネット上でやり取りだけする相手がいる」と回答する割合は約2割である。

○「実際に会ったことはない人」と、その後、「会うつもりはない」、「会ってもいい」、「会ったことがある」かを聞いたところ、高校生のうち19.1%が「実際に会ったことがある」と回答し、「会ってもいい」(32.8%)を合計すると51.9%となり、半数を超える。

II 保護者に関するアンケート

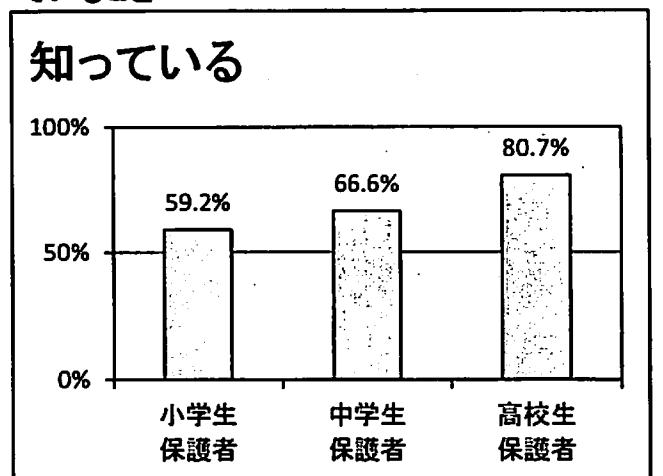
1 携帯型ゲーム機・音楽プレーヤーからインターネット接続ができること



○携帯型ゲーム機や音楽プレーヤーからもインターネットに接続できることを知っている保護者は小中高を問わずに9割超であった。このことに関する保護者の理解が高いことがうかがわれる。
○事業者によるフィルタリングサービスの提供義務を知っている保護者の割合は、児童生徒の年代が上がるにつれて高くなり、高校生の保護者では8割である。フィルタリングサービスの利用状況についても同様の傾向を示している。

2 携帯電話のフィルタリングサービスについて

- 保護者には18歳未満の児童生徒に使用させるために携帯電話やスマートフォンを購入する場合に保護者が不要の申し出をしない限り、フィルタリングの利用が条件となっており、携帯電話事業者は、無償でフィルタリングサービスを提供する義務が法律で定められていること



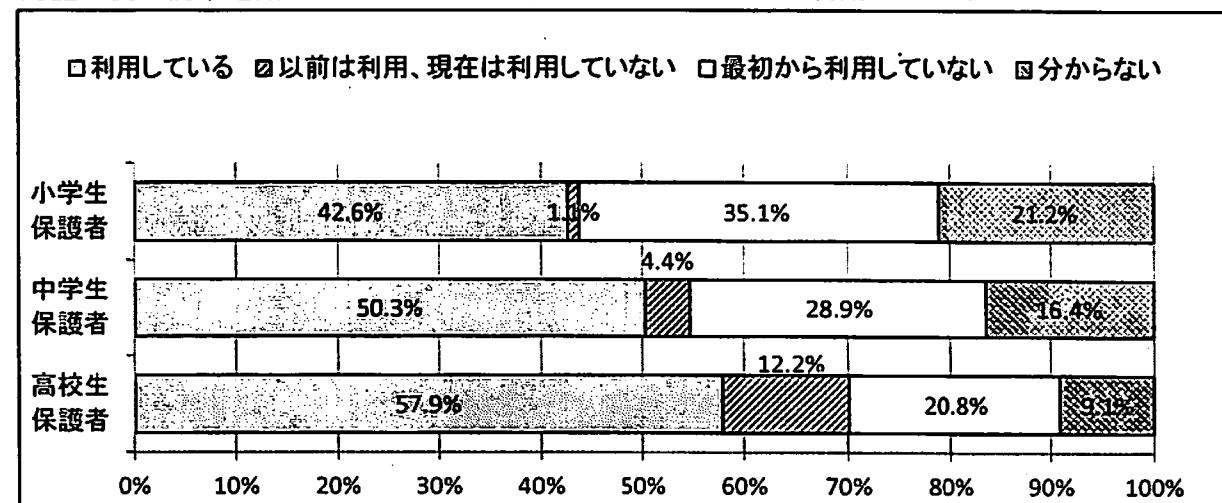
●青少年インターネット環境整備法(抜粋)

【第17条】

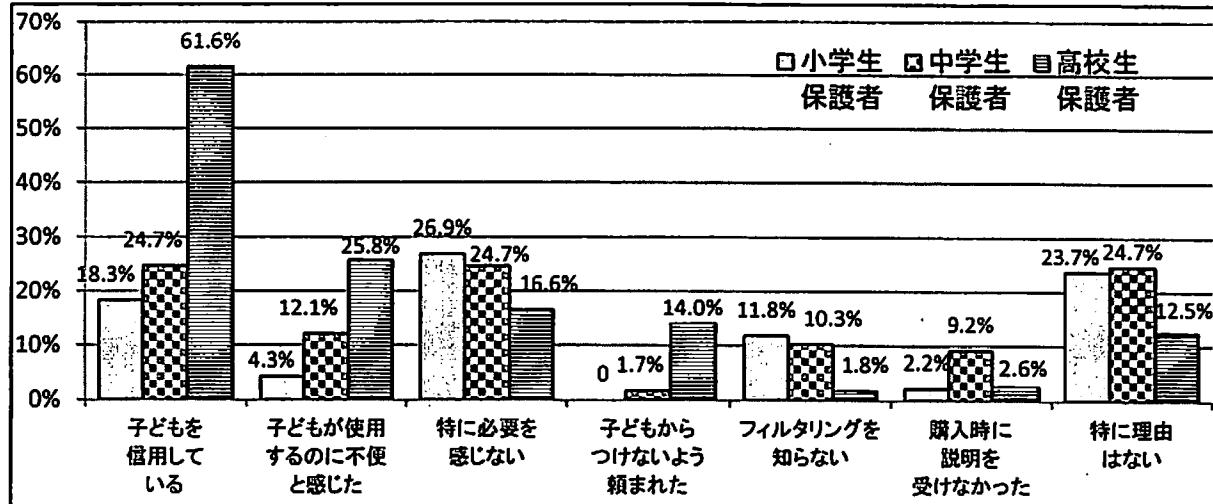
携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りではない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

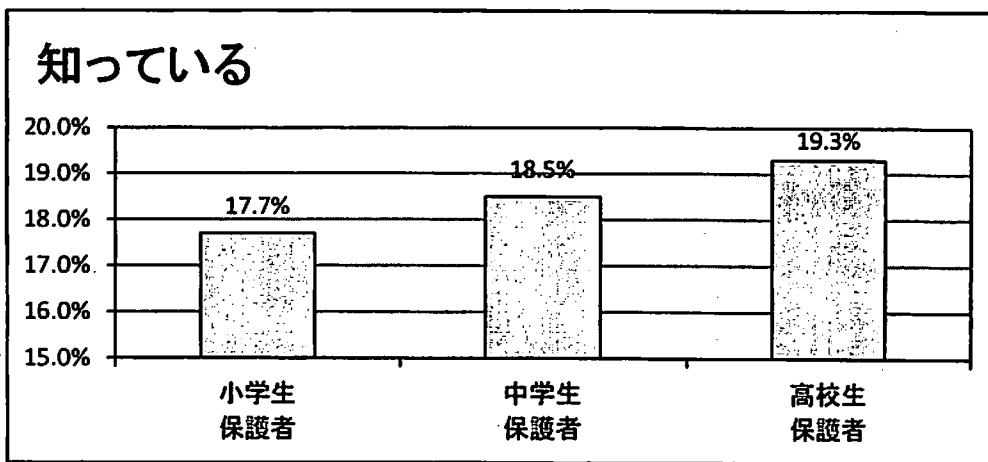
- 児童生徒の携帯電話・スマートフォンのフィルタリングサービスの利用について



●フィルタリングサービスを「最初から利用しない」「現在は利用しない」理由(複数回答)



●コンビニやファーストフード店などの無線LAN(Wi-Fi)スポットではフィルタリング機能が利用できなくなる場合があること

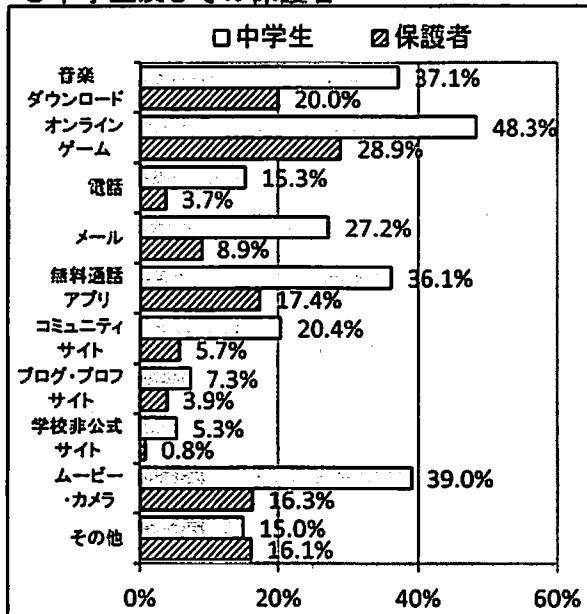


- 「フィルタリングを利用していない」とする保護者は、児童生徒の年代が下がるにつれて高くなっている。
- 小中学生の保護者では、フィルタリングを利用しない理由として約2割が「特に理由はない」「特に必要を感じない」「子どもを信用している」からと回答している。
- 高校生の保護者では、フィルタリングを利用しない理由として6割超が「子どもを信用している」、3割弱が「子どもが使用するのに不便と感じた」からと回答している。
- Wi-Fiスポットでフィルタリングが効かなくなる場合があることを理解している保護者は2割に満たない。

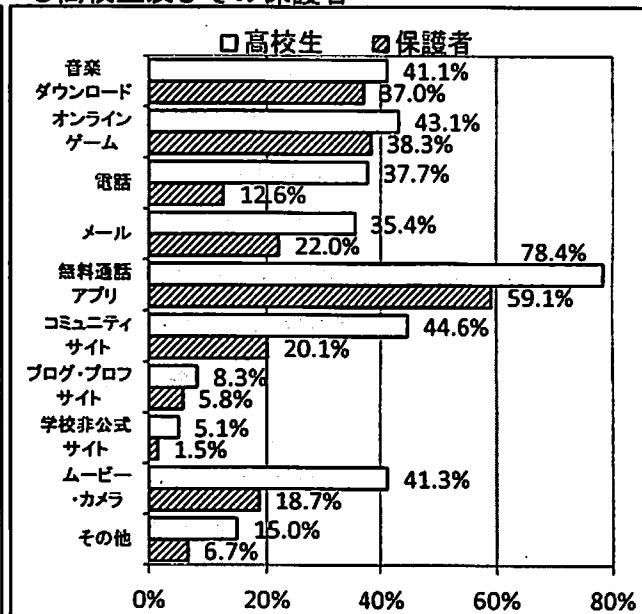
III 児童生徒と保護者の意識の差について

1 インターネットでよく使用する機能についての意識の差(複数回答)

●中学生及びその保護者



●高校生及びその保護者



○中学生では、「オンラインゲーム」を使用するとの回答が最も高く約5割である。

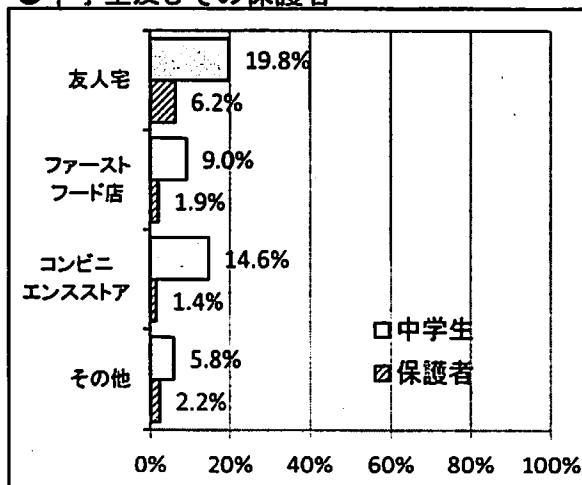
○中学生では、ほとんどの項目でインターネットで機能を使用する子どもの実態と保護者の認識の差が大きく、保護者が思っている以上に子どもは多くの機能を使っている。

○高校生では、約4割が「コミュニティサイト」を使用している。

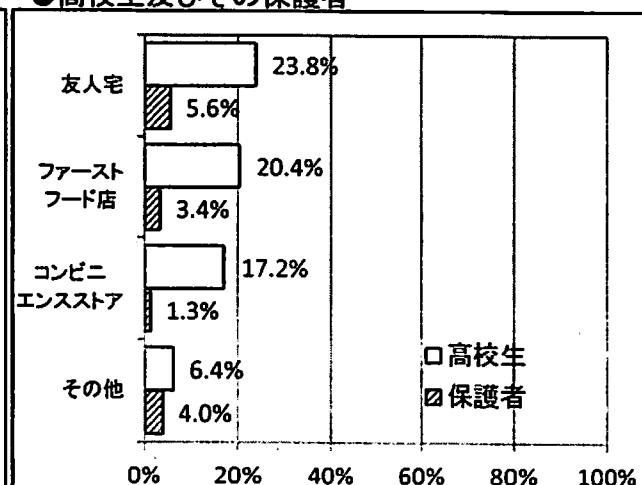
○高校生では、特に「コミュニティサイト」の使用について子どもの実態と保護者の認識には倍以上の開きがある。

2 自宅以外でインターネットを使用する場所についての意識の差(複数回答)

●中学生及びその保護者



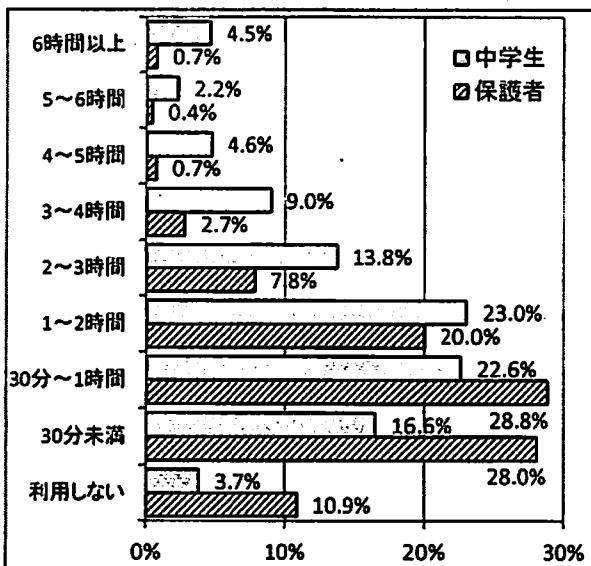
●高校生及びその保護者



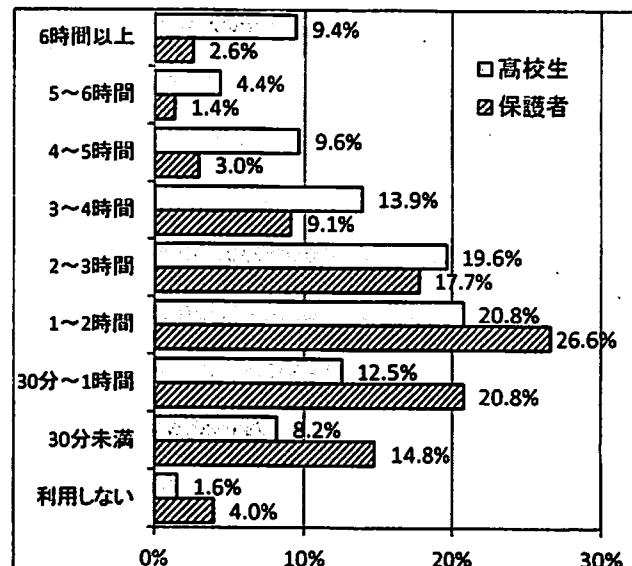
○中高生とも自宅以外の使用場所として、「友人宅」、「コンビニエンスストア」、「ファーストフード店」との回答がそれぞれ1~2割ある。自宅外の使用について中高生の使用実態と保護者の認識に開きがみられる。

3 インターネットの利用時間についての意識の差

●中学生及びその保護者



●高校生及びその保護者



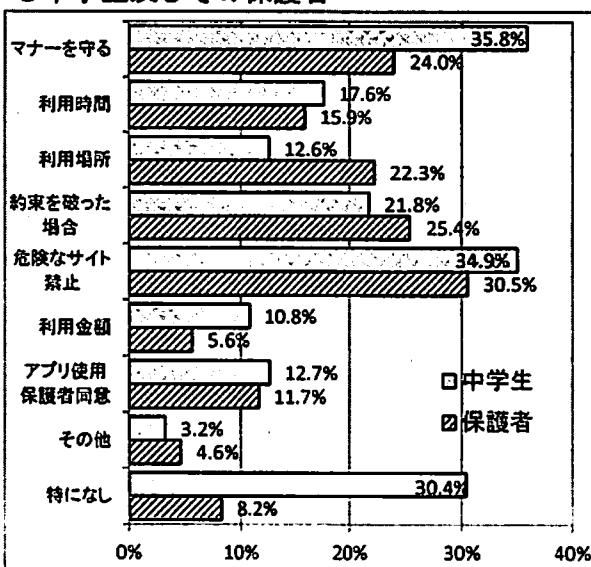
○中学生については、使用時間を1時間未満と回答する子どもは約4割だが、保護者では約7割である。一方、使用時間を4時間以上と回答する子どもは11.3%だが、保護者の回答では約2%である。

○高校生については、使用時間を1時間未満と回答する子どもは約2割だが、保護者では約4割である。一方、使用時間を4時間以上と回答する子どもは23.4%だが、保護者の回答では7%である。

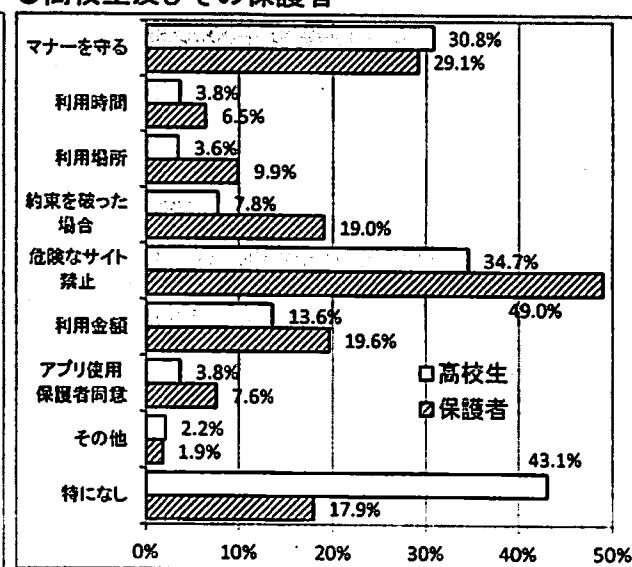
○インターネットの利用時間についての子どもの実態と保護者の認識に大きな差がある。

4 インターネット利用にあたっての保護者との約束事で重要と考えることの差(複数回答)

●中学生及びその保護者



●高校生及びその保護者



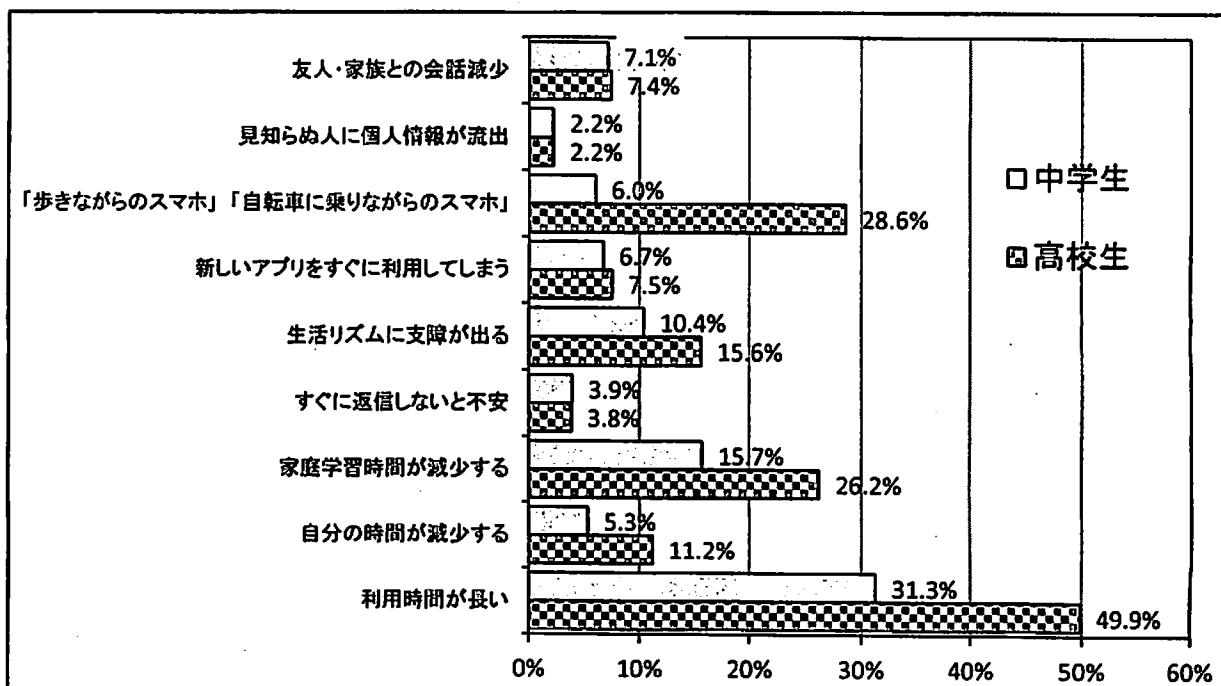
○「(約束事は)特にない」と回答する割合は、中学生では30.4%であるのに対し、中学生的保護者では8.2%である。同じく、高校生では43.1%であるのに対し、高校生の保護者では17.9%である。子どもと保護者の認識には開きがみられる。

○「利用時間」を約束事にしていると回答する割合は、中学生では17.6%であるのに対し、中学生的保護者では15.9%である。同じく、高校生では3.8%であるのに対し、高校生の保護者では6.5%である。

IV インターネットの利用について問題点と考えること

1 インターネットに接続できる機器を持っている中学生及び高校生が問題と考えること

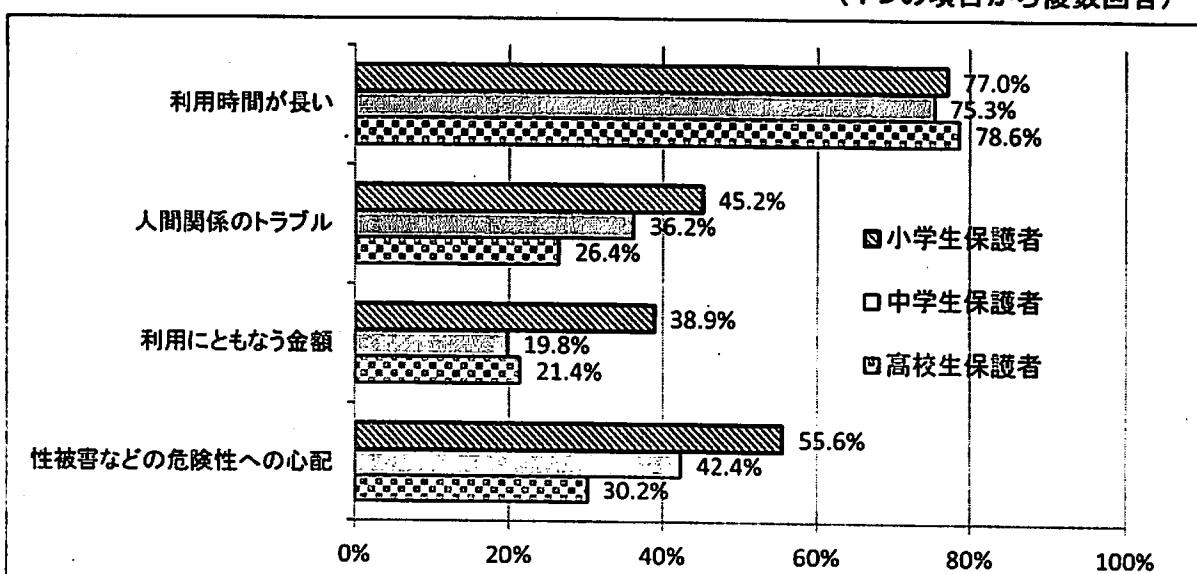
(9つの項目から複数回答)



- 中高生ともインターネットの「利用時間の長さ」を問題点とする回答が最も高い。
- 高校生では、「家庭学習時間の減少」を問題点とする回答は約3割弱である。
- 高校生では、「歩きながら」や「自転車を運転しながら」スマートフォンを操作することを問題点とする回答は約3割である。

2 子どものインターネットの利用について問題があると思う小中高の保護者が考えること

(4つの項目から複数回答)



- 小中高いずれの保護者も7割以上が、子どものインターネットの利用の問題点として「利用時間の長さ」と回答している。